



## 友達を紹介するともうかる？ 第94号

### 事例

友人から「仮想通貨」に投資するともうかるし、知り合いを紹介すればマージンがもらえると勧誘された。10万円を払ったが、不審なのでお金を返してほしい。(20歳 男性)



### アドバイス

「簡単にもうかる」「知人を誘って会員にさせると紹介料がもらえる」と勧誘され契約したところ、もうからないだけでなく友人との人間関係も壊れた、というマルチ商法的なトラブルが若者に増えています。

- ◎ 「仮想通貨」など投資商品の他、化粧品、健康食品が多い。
- ◎ 「簡単にもうかる」などの甘い言葉はうのみにしない。
- ◎ 身近な人からの勧誘でも、きっぱりと断る。
- ◎ サラ金などから借金をしてまで契約しない。
- ◎ 心配なときはすぐ消費生活センターに相談する。



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を！

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

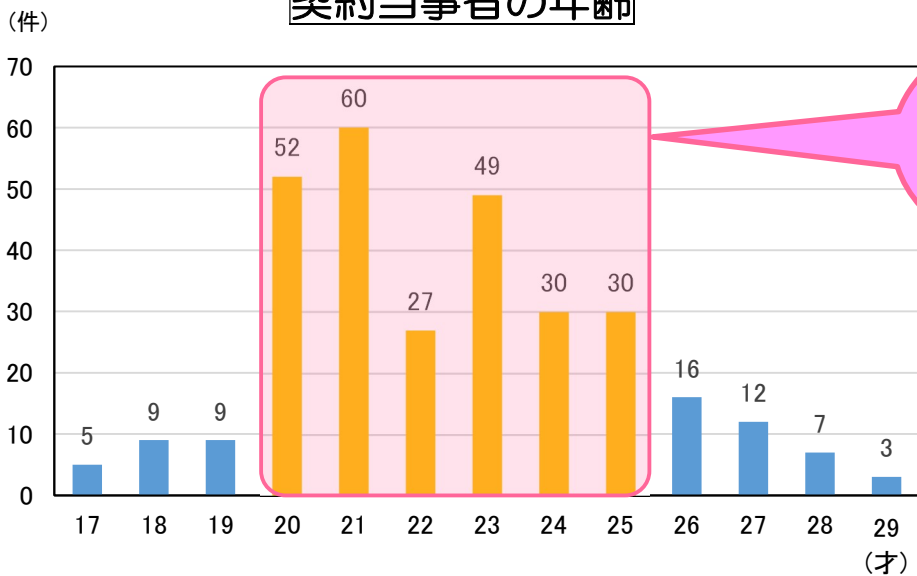
消費者ホットライン番号 **188** (い や や 188 泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

# 【若者(29才以下)のマルチ商法の相談データ(兵庫県内)】

(2018年4月~2019年12月のデータを分析)

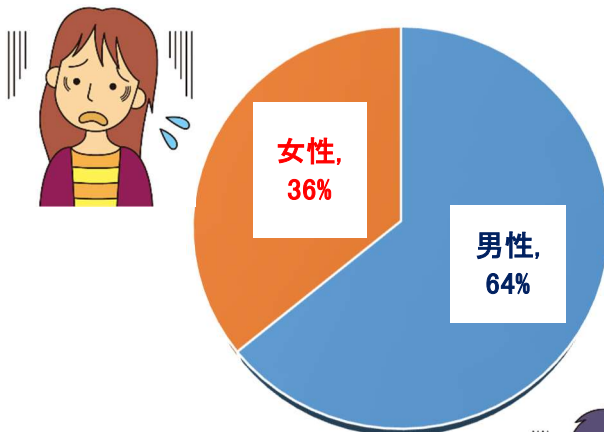
## 契約当事者の年齢



若者の中で、マルチ商法トラブルの約80%が20~25才で占められている。



## 契約当事者の性別



## 商品別ワースト5

順位	商品・サービス名	件数(%)
1	化粧品	49件(16%)
2	健康食品	45件(15%)
3	商品一般(※)	39件(13%)
4	ファンド型投資商品	35件(11%)
4	内職・副業その他	33件(11%)

※ 商品・サービス名を特定できない相談

## 【事例】

### マルチ的な海外投資事業に息子がのめり込んでいる

20歳代の息子が知人に勧められ、海外の金鉱発掘事業に投資しているようだ。人を紹介すればマージンが入るらしく、事業者のセミナーにも参加している。現在勤めている会社も辞めようとしている。  
(契約当事者 20歳代 男性)

### 健康食品のマルチ会員になった妹をやめさせたい

20歳代の妹がマッチングアプリで知り合った男性に、サプリメントを購入して知人を紹介すると紹介料も収入になると勧誘されたいらしい。既に15万円程度のサプリを購入しているので止めさせたいが、恋愛感情があるため難しい。  
(契約当事者 20歳代 女性)

